第七十条の五第一項、第三項、第六項及び第八項並びに第七十条の六第一項、第三項、第六項、第八項、第十項及び第十三項	二人	各々三人
	一人	各々二人

第二百十三条の六第一項中「においては」を「には」に改め、同項の表第六十二条第九項の項中「第六十二条第九項」を「第六十二条第十項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第二百十三条の七中「及び第八項ただし書」を「、第八項ただし書及び第九項ただし書」に改める。

第二百十四条の四中「第七十条の三」の下に「、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八」を加え、同条の表第七十条の二第一項の項の次に次のように加える。

第七十条の五第一項、第三項、第六項及び第八項並びに第七十条の六第一項、第三項、第六項、第八項、第十項及び第十三項	二人	各々三人
	一人	各々二人

第二百十四条の五第一項中「においては」を「には」に改め、同項の表第六十二条第二項第一号の項の次に次のように加える。

第六十二条第十項	公職の候補者	解職の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解職請求代表者

第二百十五条の四中「第七十条の三」の下に「、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八」を加え、同条の表第七十条の二第一項の項の次に次のように加える。

第七十条の五第一項、第三項、第六項及び第八項並びに第七十条の六第一項、第三項、第六項、第八項、第十項及び第十三項	二人	各々三人
	一人	各々二人

第二百十五条の五中「においては」を「には」に改め、同条の表第六十二条第二項第一号の項の次に次のように加える。

第六十二条第十項	公職の候補者	解職の請求を受けている広域連合の長又はその解職請求代表者

（最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正）

第四条　最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第四項まで」を「第六項まで」に、「第七十条の三第四項」を「第七十条の三第五項及び第十項」に改める。

第二十五条中「二通」を削る。

（漁業法施行令の一部改正）

第五条　漁業法施行令の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表第六十二条第一項の項中「一人」及び「各々二人」の下に「を定め」を加え、同表第六十二条第二項の項中「第六十二条第二項」の下に「及び第八項」を加える。

第二十三条中「第七十条の二第二項」の下に「、第七十条の四第一項ただし書及び第二項ただし書、第七十条の五第二項、第四項、第七項及び第九項、第七十条の六第二項、第四項、第七項、第九項、第十二項及び第十四項、第七十条の七第一項ただし書、第二項ただし書及び第五項ただし書」を加え、同条の表第二十六条の五、第五十一条第一項、第五十九条の三第六項、第五十九条の三の三第四項、第百三十一条の二において準用する第百三十一条第三項及び第百四十五条の項を次のように改める。

第二十六条の五第五十一条第一項 第五十一条第一項 第五十九条の三第六項 第五十九条の三の三第四項 第七十条の八第百三十一条の二において準用する第百三十一条第三項 第百四十五条	総務省令
	農林水産省令

第二十三条の表第二十八条第二項の項中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改め、同表第七十条の二第一項の項の次に次のように加える。

第七十条の五第一項、第三項、第六項及び第八項	十人	四人
第七十条の六第一項、第三項、第六項、第八項、第十一項及び第十三項	公職の候補者	海区漁業調整委員会の委員又はその解職請求代表者
	二人	各々三人
	一人	各々二人

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第六条　市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第十九条中「第七項まで及び第八項ただし書」を「第八項まで及び第九項ただし書」に、「第六十二条第一項から第六項まで」を「第六十二条第一項から第七項まで及び第九項ただし書」に改める。

第二十条の表第六十二条第八項の項中「第六十二条第八項」を「第六十二条第九項」に改め、「又は」の下に「開票立会人が」を加え、同表第六十二条第九項の項中「第六十二条第九項」を「第六十二条第十項」に改め、同表第七十六条の項中

第六十二条（第八項を除く。）	市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二項において準用する第六十二条第九項本文、第十項
第六十二条	市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十六十二条

を

第六十二条（第八項を除く。）	市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二項において準用する第六十二条第九項本文、第十項及び第十一項
第六十二条	市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十六十二条

に、「又は」を「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき、」と、「に改める。